【特別教育　受講生募集】

「チェンソーによる伐木等の業務に係る特別教育」（補講のご案内）

（２．５時間コース）

チェンソーによる伐木業務に関する関係法令が改正されたことに伴い、既に当該特別教育を受講された方（修了証を所有されてる者）は、令和２年７月末までに下記の内容の「補講講習」を受講されることが規定されました。そのため、次により補講講習会を開催いたします。

１　補修カリキュラム

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 開催日時 | 令和６年４月２６日（金）　午前９時３０分～１２時１０分 | | |
| 講習科目 | 講　習　内　容 | | 講習時間 |
| 学　　　科 | ・伐木作業に関する知識 | 造材の方法  下肢の切創防止用保護衣等の着用 | １時間 |
| ・関係法令 | 法令及び新安全衛生規則中の関係条項 | １時間 |
| 小　　計 | | ２時間 |
| 実　　　技 | ・伐木等の方法 | 下肢の切創防止用保護衣等の着用 | ０．５時間 |
| 小　　計 | | ０．５時間 |
| 合　　　計 | | | ２．５時間 |

※安衛則第３６条第８号の修了者の場合

２　受講申し込みの手続き

　　 受講申込書（別紙―HP参照）に必要事項を記入し、「特別教育修了証」〈伐木等の

　業務（大径木）〉の写しを添えて当センターに送付（FAX）してください。



３　受講料　　　５，５００円（税込教本代含む）　※申込書提出後に支払いただきます。

４　定　員　　　　４０名（先着順）

５　講習会場

　　「まなびっく」（（一社）桧山地域人材開発センター）

５　講習委託先

　　林業・木材製造業労働災害防止協会北海道支部　函館分会

６　受講時に持参するもの

　　学科講習には、筆記用具（鉛筆・蛍光ペン）等を持参してください。

７　修了証の交付

　　特別教育を修了した方に「修了証」を交付いたします。

　【お問い合わせ先】

　　　（一社）桧山地域人材開発センター運営協会

　　　　　桧山郡江差町字南が丘７－１７２

　　　　　TEL０１３９－５２－０１６０　FAX０１３９－５２－０１８８

HP：　URL:[【公式】檜山地域人材開発センター運営協会 まなびっく (hiyama-manabikku.or.jp)](https://hiyama-manabikku.or.jp/)